

アセットロックサービス（期末時価評価課税の適用除外）ご利用規約

本規約は、株式会社 bitFlyer（以下、「当社」といいます。）が法人顧客の申込みに基づき、法人顧客保有の暗号資産に一定期間の売却、貸出その他の事由による移転・送付を制限する措置を講じ、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（以下、「JVCEA」といいます。）の規則に従って情報提供を行うアセットロックサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

第1条（適用）

1. 本規約は、当社の「ご利用規約」（以下、「基本規約」といいます。）の付随規約となり、本サービスのお申込み及びご利用にあたっては基本規約に加え本規約が適用されます。
2. 基本規約と本規約の内容が異なるときは、本規約の規定が基本規約の規定に優先して適用されます。

第2条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次に定める意味を有します。

- (1) 「アセットロック」とは、本サービスにおいて、当社が法人顧客の申込みに基づき法人顧客保有暗号資産の売却、貸出その他の事由による移転・送付を一定期間できないようにする技術的措置を講じ、かつ、当該暗号資産の保有者のみによって解除することができない措置を講じることをいいます。
- (2) 「対象暗号資産」とは、当社が本サービスの対象として指定する暗号資産をいいます。
- (3) 「アセットロック期間開始日」とは、当社が対象暗号資産にアセットロックを実行した日をいいます。お申込からアセットロック期間開始日までは概ね 1 か月間のお時間を頂戴します。
- (4) 「アセットロック期間」とは、当社が個別に定める、対象暗号資産にアセットロックを実行してから終了するまでの期間をいいます。
- (5) 「届出情報」とは、JVCEA の規則に基づき JVCEA へ情報提供・公表される対象暗号資産の種類、数量その他の情報をいいます。
- (6) 「法人顧客」とは、本サービスの申込み主体となる内国法人の顧客をいいます。
- (7) 「JVCEA 規則」とは、JVCEA が定める「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」その他関連規程をいいます。

第3条（ご利用方法）

1. 法人顧客は、本規約に同意のうえ当社所定の申込書類及び届出情報を提出し、当社による審査を経て当該審査を通過した場合、本サービスが利用可能です。
2. 当社は、お申込内容、対象暗号資産の属性、数量、アセットロック期間を総合的に勘案し、本サービス利用可否を決定します。
3. 当社は、第1項の申込みを行った法人顧客が審査を通過した場合、第5条に従いJVCEA規則所定の届出をJVCEAへ行い、当該届出に基づきJVCEA発行管理番号を当該法人顧客に通知します。当社が当該通知を行った時点をもって本サービスに係る個別の利用契約（以下、「利用契約」といいます。）が成立し、当社はアセットロック期間開始日以降、対象暗号資産の移転を制限します。
4. アセットロックを行っている暗号資産について、ステーキングサービスを同時にご利用される場合、ステーキング報酬は本サービスの対象外です。また、当該ステーキング報酬は、アセットロック期間が満了するまで売却、貸出その他の事由による移転・送付が制限されます。

第4条（JVCEAへの届出情報の提供及び公表）

1. 当社は、本サービスに関し各法人顧客との関係で当社が届出をすべきとされる場合においては、JVCEA規則に従い届出情報をJVCEAへ提供します。なお、JVCEAは届出情報をJVCEAの定める方法により公表することとしています。
2. 法人顧客は、届出情報の正確性・完全性の確保のため、当社が求める資料及び情報を提供する必要があります。
3. JVCEAによる届出情報の公表の時期・内容はJVCEA内部運用に基づき決定・運用されます。

第5条（期間・スケジュール）

1. アセットロック期間は、原則として1年間以上とし、法人顧客の希望及び税務上の要件を踏まえつつ、その他の事情を総合的に考慮して定められます。
2. 当社は、法人顧客に対し合理的な範囲でアセットロック期間の始期・終期等のスケジュール目安を提示します。ただし、当該スケジュール通りに当該アセットロックの実行・公表が完了することを保証しません。

第6条（アセットロック期間の延長）

1. 法人顧客がアセットロック期間の延長を希望する場合、当社所定の期日までに当社所定の方法にて延長希望の申込みを行うものとし、当社は延長の可否を総合的に判断します。

2. 前項の判断の結果取扱い可能となった場合に限り、当社は、第3条第3項を準用し、アセットロック期間の延長の設定を行います。この場合、届出情報の提供及び公表については、第5条を準用します。

第7条（利用契約の解約）

1. 法人顧客は、アセットロック期間中は原則として本サービスの利用契約を解約できません。
2. 前項の規定にかかわらず、当社所定のやむを得ない事由がある場合には、法人顧客は解約を申し出ることができます。
3. 法人顧客から解約の申出があり、当社が当該申出につきやむを得ない事由があると認めた場合、法人顧客は本サービスの利用契約を解約できます。この場合、法人顧客は当社所定の手続に従い、当社が別途定める解約手数料を負担します。当社は個別の事情に応じ、法人顧客に当社所定の費用を請求することができます。
4. 前項に基づき本サービスの利用契約が解約された場合、当社はJVCEA規則に従い、当該公表の撤回、その他必要な手続を行います。なお、撤回の可否・時期はJVCEAの運用に依拠し、当社はJVCEAの運用による事務処理の結果について保証しません。
5. 法人顧客は、アセットロック期間が1年未満で解約された場合、アセットロック期間の延長がJVCEAの運用その他の事由によりできなかった場合、その他税務上の要件を満たさない事由が生じた場合には、期末時点の時価評価課税等が遡及して適用され得ること、アセットロックの実行時及び終了時にそれぞれみなし譲渡課税が適用される可能性があること、並びに、これに伴う追徴課税、延滞税、加算税、修正申告・更正の請求その他一切の手続・費用が自己の負担・責任となることを予め承諾します。
6. 法人顧客は、税務手続に関し当社又は所轄官庁が合理的に求める範囲で、必要な資料の提供その他の協力をを行います。
7. 当社は、法人顧客による本サービスの解約により法人顧客に生じた損害（税負担、機会損失、費用等を含むがこれらに限られません。）について、責任を負いません。

第8条（利用料・費用等）

1. 当社は、法人顧客から本サービスの利用に係る利用料又は手数料を徴収しません。ただし、第7条に定める法人顧客の申出による早期解約その他特別な事情がある場合、当社所定の費用を請求することができます。
2. 法人顧客は、本サービスの利用又はこれに関連して法人顧客に発生する一切の費用（例：税務・法務・会計アドバイザリー費用、申告・届出費用、所轄官庁手数料、オンチェーン手数料、送金・振替費用、翻訳・公証・認証費用、社内外承認取得に伴う費用等）を自己の費用と責任で負担し、当社は負担しません。
3. 法人顧客に帰責性のある事由（情報不備、期限徒過、指示変更等）により追加の費用支出又は再手続の実施が必要となった場合、当該支出・実施は法人顧客が負担します。

4. 為替レートやネットワーク手数料等の外部要因により発生する差額・変動費は、当社が立て替えた場合を含め法人顧客が実費を負担し、当社はこれを請求します。

第9条（法令上・税務上の取扱いに関する事項）

当社は、法務、税務に関する助言の提供を行うものではありません。期末時価評価課税の適用除外の可否を含む法令上・税務上の取扱いの判断・申告・計算・届出は、法人顧客の責任において行い、当社はその結果についていかなる保証も行わず、一切の責任を負いません。法令・税務に関するご不明点は、管轄官庁・所轄税務署又は弁護士・税理士等の専門家にご相談ください。

第10条（禁止行為）

法人顧客は、本サービスの利用にあたり次の行為を行ってはなりません。

- (1) 法令又は基本規約、本規約に違反する行為
- (2) 本サービスの運営を妨げ、又はそのおそれのある行為
- (3) 虚偽の届出情報・資料の提出その他、当社・JVCEA の手続を阻害する行為

第11条（免責）

1. 地震、天災、通信障害、第三者のシステム不具合、JVCEA の公表手続の遅延その他の事由により、本サービス提供の中断・停止・終了・変更、又は公表の遅延等が生じた場合、当社はこれに関連して法人顧客が被った損害について責任を負いません。
2. 当社は、アセットロックの実行又は公表が特定の期限までに完了すること、及び税務上の効果が認められることを保証しません。

第12条（取扱停止・留保）

当社は、法人顧客が以下の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を留保・停止し、又は将来の申込みを拒否することができます。

- (1) 基本規約又は本規約に違反したとき
- (2) 関係法令等に違反したとき
- (3) 届出情報に虚偽が判明したとき
- (4) 基本規約に基づく利用契約が終了したとき
- (5) その他、当社が法人顧客との本規約に基づく契約の継続を不適当と判断したとき

第13条（基本規約の規定の準用）

本サービスの適用については、基本規約第 2 条、第 4 条、第 5 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 11 項、第 8 条から第 12 条、第 13 条 1 項後段及び第 3 項から第 8 項、第 14 条、第 15 条、並びに第 17 条から第 23 条の規定を準用します。

【令和 7 年 11 月 27 日制定】